

生駒市営自転車駐車場
指定管理者候補者選定報告書

令和6年1月31日

生駒市営自転車駐車場指定管理者候補者
選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会

1 はじめに

生駒市営自転車駐車場（以下「本施設」という。）については、利用者へのサービスの向上と効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び生駒市自転車駐車場条例（以下「駐車場条例」という。）第3条の2の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行ってきたが、現在の指定管理者による管理運営が令和6年3月31日に期限を迎えることから、引き続いて指定管理者による管理運営を行うため、令和6年4月1日から本施設の管理運営を行う指定管理者を選定することとし、本年1月12日に「生駒市営自転車駐車場指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置した。

本施設においては令和7年度以降に運営形態の変更を予定していることから、指定管理者候補者の選定については、指定管理者制度に関する指針に基づき、非公募で現指定管理者の提案により必要な審査を経て行うこととした。

1月19日から同月22日までの受付期間を設け、申請者から提出された申請書類について、審査委員会で指定管理者候補者の審査、選定を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

記

2 指定管理者候補者に選定した者

名称 公益社団法人 生駒市シルバー人材センター
所在地 奈良県生駒市北田原町2476番8
代表者 理事長 中村 成三

3 申請の状況

(1) 生駒市営自転車駐車場指定管理者

ア 申請者 1事業者（現指定管理者。非公募による）

イ 提案内容等の概要

別紙「生駒市営自転車駐車場指定管理者選定に伴う申請者からの提案内容等の概要」のとおり

4 審査委員会の設置等

(1) 委員の構成 計5名

庁内関係部署職員 5名

(2) 審査委員会の庶務（事務局）

総務部防災安全課生活安全係

5 選定方法等

「生駒市営自転車駐車場指定管理者選定要項」に定める評価基準に基づき審査を実施した上で、総合的な評価により選定を行う。

(1) 選定の手順

ア 申請書類の確認 事務局

選定要項に示した必要な提出書類が全て揃っていることを確認し、書類不備

が確認された場合において、指示する期間内に補正等がなされないときは失格とする。

イ 申請資格等の確認 事務局

(ア) 申請資格

申請時点において、選定要項に示した申請資格を有しない者は失格とする。

(申請資格)

本施設の管理運営を行う能力を有する法人その他の団体で、次の要件を満たすものであること

ア 申請書類提出時において、本市の入札参加停止処分を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及び開始決定がされている法人等でないこと。

カ 次に該当する法人等でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）

(ウ) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある法人その他の団体

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人その他の団体

(オ) 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

(カ) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人その他の団体

キ 生駒市政倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。

(イ) 指定管理料の超過

選定要項に示した指定管理料の上限額を超える提案がなされた場合は失格とする。

(2) 審査 審査委員会

申請書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

ア プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、以下の方法を標準として実施する。

プレゼンテーション時間	1 団体当たりの時間は、約 50 分とする。 ・ 申請者による説明 20 分以内 ・ 質疑応答 20 分程度 ・ 準備及び片付け 各 5 分以内
説明内容	提出された申請書類（事業計画書、収支計画書等）に沿った説明を求める。
追加資料	スライドを用いた場合は、その内容をプリントして配布することは可能とするが、それ以外の追加資料は認めない。
参加者	6 名以内とする。

イ 評価項目及び配点

(ア) 生駒市営自転車駐車場指定管理者選定要項に示した次の「評価項目」によるものとする。

評価項目		配点
駐車場の運営方針	平等・公平な利用確保	15
	個人情報保護の考え方	
	生駒市の施策への配慮	
団体の経営能力	財務の健全性	25
	駐車場の管理運営実績(※)	
管理運営方法	防犯対策・安全管理	20
	緊急時等の対応	
	修繕の考え方	
	人員配置計画	
	人材育成	
	料金管理	
利用者サービスの向上	利用者増加策	30
	利用者等の声の反映	
収支計画	収入・支出見込額の適切性	20
	経費節減、経営改善に係る提案等	
自主事業		15
合 計		125

(イ) 審査委員会による評価

審査委員会は、上述の評価項目ごとに、項目に定める評価の基準に基づき評価を行うものとする。

(評価の特例(※))

- ・ 評価項目「団体の経営能力」の「駐車場の管理運営実績」は、団体の申告、事務局の審査に基づき、事務局で評価を行うものとする。

(3) 指定管理者候補者の選定 審査委員会

一定の水準以上か否かを判定し、指定管理者候補者として選定する。

(4) 審査委員会の会議の公開等

ア 会議等の非公開

審査委員会の会議及び委員名は非公開とする。

(理由)

審査委員会における審査は、法人等の指定管理者候補者としての妥当性及び適合性を審査するものであり、会議を公開した場合、委員への干渉や申請団体の技術、信用情報に関する内容など法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委員名と併せて、原則として非公開とする。

イ 審査の結果及び経緯

審査結果、得点（評価項目ごとの得点及び合計得点）、選定理由及び審査の経緯（会議での主な意見、講評等）は、報告書にまとめた上で市のホームページで公開する。

6 選定までの経緯

(1) 選定要項等の配布

令和6年1月12日（金）から1月15日（月）まで

(2) 申請の締切日

令和6年1月22日（月）

自転車駐車場指定管理者申請者数 1団体

(3) 審査委員会の開催

(第1回) 令和6年1月12日（金）

- ・生駒市プロポーザル審査委員会条例に基づき、委員の互選により委員長を選出した。
- ・生駒市営自転車駐車場指定管理者選定要項及び、生駒市営自転車駐車場指定管理者評価項目及び評価基準について審議した。
- ・選定に際して、現行指定管理者である「公益社団法人 生駒市シルバー人材センター」を指名して行うことを決定した。
- ・選定における「一定の水準」について、申請者の得点が75点以上であることとした。

(第2回) 令和6年1月29日（月）

- ・申請者によるプレゼンテーションを行い、それに対する質疑を行った。
- ・申請書類及び上記のプレゼンテーション内容について審査を実施した。

7 選定の結果

(1) 形式的要件等の確認

申請者について、選定要項に定める選定資格を具備し、申請書類の不備、指定管理料の超過等の失格となる状況がないことを確認した。

(2) 審査の結果

申請者の指定管理者としての適格性を判断した結果、指定管理者候補者として公益社団法人 生駒市シルバー人材センターを選定することとした。

なお、審査委員会による審査結果は次表のとおりである。

【生駒市営自転車駐車場指定管理者】

評価項目		配点	委員得点（平均）
			（公社）生駒市 シルバー人材センター
駐車場の運営方針	平等・公平な利用確保について	5	3.4
	個人情報保護の考え方について	5	3.2
	生駒市の施策への配慮について	5	3.4
団体の経営能力	財務の健全性について	20	16.8
	駐車場の管理運営実績	5	4.0
管理運営方法	防犯対策について	3	2.4
	緊急時等の対応について	3	2.0
	修繕の考え方について	3	2.4
	人員配置計画	5	4.0
	人材育成について	3	2.2
	料金管理について	3	2.4
利用者サービスの向上	利用者増加策について	15	9.6
	利用者等の声の反映について	15	9.6
収支計画	収入・支出見込額の適切性について	10	7.6
	経費節減、経営改善に係る提案等について	10	7.2
自主事業（任意提案）		15	9.6
合 計		125	89.8

(3) 選定理由（講評）

公益社団法人 生駒市シルバー人材センターは、特に市内の高齢者が長年培った豊富な経験や技能を生かしながら活力のある地域づくりに貢献し、地域に密着した生きがいを創出することを目的として高齢者の就業機会を提供するとともに、現在、当該施設を円滑に管理運営している。また、利用者に対し丁寧な対応ができていることや、財務状況、利用者増加策、経費節減策等についても十分に評価できることから、令和6年4月1日以降の指定管理者として適当であると認められたため、指定管理者候補者として選定することとした。

生駒市営自転車駐車場指定管理者選定に伴う申請者からの提案内容等の概要

		公益社団法人 生駒市シルバー人材センター
駐車場の運営方針	平等・公平な利用確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場への駐車誘導(放置自転車等対策業務と連携) ・ 利用者が安心して駐車できる場所の確保・案内(身体的不安を感じるような場所(急なスロープや狭い場所)を避けた案内)
	個人情報保護の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取得を最小限に限定
	生駒市の施策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き駐輪場への駐車誘導(放置自転車等対策業務、保管自転車等返還業務と連携) ・ 駐輪場周辺のゴミ拾いや設備の清掃
管理運営方法	防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場内の定期巡回(1日8回程度) ・ 駐輪場内にカーブミラーや停止ラインを設置、駐輪場管理業務員による誘導
	緊急時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や消防、事務局、担当管理業務員による連絡網に基づく即時的な通報
	修繕の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模修理の迅速な対応 ・ 大規模修繕については市担当課と連携して対応
	人員配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日3交代制(駅南駐車場は終日1名体制) ・ 基本的に現在就業している会員が引続き就業
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業予定者全員に、実施前に接遇マナー研修を実施 ・ 新規就業者には駐車場現場での実地研修を実施
	料金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2名体制での管理
利用者サービスの向上	利用者増加策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理員の配置 ・ 自転車やバイクの汚れを落とす使い捨て雑巾の提供
	利用者等の声の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意見箱を設置 ・ 要望を把握し、実現可能なものから改善・実施
収支計画	収入・支出見込額の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近鉄の補強工事のため、一部利用不可となることによる収益減 ・ 最低賃金引上げによる人件費の増加
	経費節減、経営改善に係る提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の削減(終日1名体制への変更)【駅南】 ・ 駅前第2自転車駐車場の照明をLEDに変更
自主事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨具の販売 ・ 一時預かりロッカーの配置【駅前、駅南】